

令和 3 年11月26日開会

令和 3 年11月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

目 次

第 1 号	令和3年度徳島県一般会計補正予算（第11号）	1頁
第 2 号	知事等の給与に関する条例の一部改正について	3
第 3 号	徳島県税条例の一部改正について	5
第 4 号	徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の廃止について	7
第 5 号	徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	9
第 6 号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	13
第 7 号	都市計画法施行条例の一部改正について	15
第 8 号	徳島県収入証紙条例の一部改正について	17
第 9 号	徳島県警察関係手数料条例の一部改正について	19
第 10 号	徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について	23
第 11 号	不動産の処分について	25
第 12 号	当せん金付証票の発売について	27
第 13 号	徳島県立人権教育啓発推進センターの指定管理者の指定について	29
第 14 号	徳島県青少年センターの指定管理者の指定について	31
第 15 号	徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の指定管理者の指定について	33
第 16 号	徳島県立航空旅客取扱施設の指定管理者の指定について	35
第 17 号	徳島県立牟岐少年自然の家の指定管理者の指定について	37
報告第 1 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	39
報告第 2 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	41
補正予算説明		
1	令和3年度徳島県一般会計補正予算（第11号）説明書	45

- (1) 補正予算（第11号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書…………… 45頁

第 1 号

令和3年度徳島県一般会計補正予算（第11号）

令和3年度徳島県一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和3年11月26日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
徳島県立人権教育啓発推進センターの管理運営協定	自 令和4年度 至 令和8年度	308,000千円
徳島県青少年センターの管理運営協定	令 和 4 年 度	56,943千円
徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の管理運営協定	自 令和4年度 至 令和8年度	143,340千円
徳島県立牟岐少年自然の家の管理運営協定	自 令和4年度 至 令和8年度	375,000千円

第二号

知事等の給与に関する条例の一部改正について

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「令和三年四月分から令和四年三月分まで」を「令和四年四月分から令和五年三月分まで」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提案理由

本県の財政の健全化について自ら取り組むため、令和四年四月から令和五年三月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三号

徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二十九中「規則で定める通知書によつてあわせて」を「併せて」に改める。

第四十九条第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条第二項中「環境性能割の」を「前項の規定によるほか、環境性能割の」に、「には、前項」を「において、知事がやむを得ない事由があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 環境性能割の納税義務者は、法第六十条第一項の規定により環境性能割額を納付する場合において、法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第六十条第一項の規定による申告書の提出を行うときは、前項の規定にかかわらず、同項の証紙に代えて、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

第五十三条の七中「次条」を「第五十三条の八」に改め、「又は報告書」を削り、「押印を」の下に「受けることにより、又は知事がやむを得ない事由があると認めるときに当該種別割額に相当する現金を納付して納税済印の押印を」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（種別割の徴収の方法の特例）

第五十三条の七の二 種別割の納税者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第七百七十七条の十三第一項の規定による申告書の提出を行うときは、前条の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を施行規則第九条の十六に規定する方

法により徴収するものとする。

第五十三条の十五第三項第二号口及び第五十三条の十六第三項第二号口中「証紙徴収の方法」の下に「又は第五十三条の七の二に規定する方法」を加える。

附則

この条例は、令和四年一月四日から施行する。ただし、第二十条の二十九の改正規定は、同月一日から施行する。

提案理由

自動車保有関係手続のワンストップサービスの導入により、自動車税について自動車の新規登録等の際に電子情報処理組織を使用した方法により納付することができるようになること等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四号

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の廃止について

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例を次のように定める。

令和三年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例（平成二十八年徳島県条例第六十九号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和三年十二月二十二日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 廃止前の徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例本則の表に掲げる法人であつて、令和三年十二月二十二日前に徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第二十条の七第二項の規定による寄附金を受け入れるものについては、なお従前の例による。

提案理由

控除対象特定非営利活動法人の指定の有効期間が満了することに伴い、徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十八年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「あわせて」を「併せて」に、「徳島町城内」を「寺島本町西二丁目」に改める。

第三条第一号中「体育室」を「スポーツコート」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第五条第一号中「第八号」を「第七号」に改める。

第六条第一項第一号中「第二水曜日及び」を削る。

第七条第一項ただし書及び同項の表を削る。

別表その一中「体育室等」を「スポーツコート等」に改め、同その一の表の部分を次のように改める。

区 分	単 位	基 準	
		青 少 年	青少年以外の者
スポーツコート	午前	三、九二〇円	七、八五〇円
	午後	五、二三〇円	一〇、四七〇円
	夜間	四、七一〇円	九、四二〇円
大会議室	午前	三、六〇〇円	七、二〇〇円
	午後	四、八〇〇円	九、六〇〇円
	夜間	四、三二〇円	八、六四〇円

小会議室	午前	一、二〇〇円	二、四〇〇円
	午後	一、六〇〇円	三、二〇〇円
	夜間	一、四四〇円	二、八八〇円
講師控室	午前	四七〇円	九四〇円
	午後	六二〇円	一、二五〇円
	夜間	五六〇円	一、一三〇円
音楽室・ダンススタジオ	午前	二、一四〇円	四、二九〇円
	午後	二、八六〇円	五、七二〇円
	夜間	二、五七〇円	五、一五〇円
	午前	一、七八〇円	三、五六〇円
	午後	二、三五〇円	四、七一〇円
	夜間	二、〇九〇円	四、一九〇円
和室	午後	二、三五〇円	四、七一〇円
	夜間	二、〇九〇円	四、一九〇円
デジタルスタジオ		五五〇円	一、一〇〇円
調理台その他規則で定める設備及び用具			規則で定める額

別表その一の表の備考第一項中「第三項及び第四項」を「及び次項」に改め、同備考中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削り、同備考第五項中「及び前三項」を「及び前項」に、「又は前三項」を「又は同項」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 大会議室の床面積の三分の一を利用する場合 三分の一
- 二 大会議室の床面積の三分の二を利用する場合 三分の二

別表その一の表の備考中第五項を第三項とし、同備考第六項中「午前九時から午後九時までの間において、」を削り、同項を同備考第四項とし、同備考第七項を削り、同備考第八項中「(インドア運動場にあつては、午後十一時)」を削り、同項を同備考第五項とし、同表その二中「につき三百十円」を「(一時間未満の端数は、一時間として計算する。以下同じ。)」につき三百十円」に改め、同表その三中「健康トレーニング室」を「フィットネスジム」に改め、同表その四を削る。

附則

この条例は、令和四年一月一日から施行する。

提案理由

徳島県青少年センターの利便性の向上に資するため、同センターの位置を変更するとともに、新たに設ける施設の利用料金の基準額を定める等の必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の二の項中「第三項」を「第五項」に改め、同項の1中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第二条第四項各号に掲げる措置のうち」及び「第三条の二第一項に規定する評価方法基準への適合を要件とする部分について同法」を削り、「その適合を証する書類」を「同法第六条の二第三項又は第四項の規定により住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨を記載した書面又は住宅性能評価書」に、「適合証」を「確認書等」に改め、同表の三十三の四の項中「伴う場合」の下に「及び同条第三項に規定する区分所有住宅の管理者等の選任のみに伴う場合」を加え、同項の2中「適合証」を「確認書等」に改め、同項の次に次のように加える。

三十三の四の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく住宅の容積率 十六万円
に関する特例の許可の申請に対する審査

附 則

- 1 この条例は、令和四年二月二十日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に交付の申請がされた同条例による改正前の徳島県県土整備関係手数料条例別表第一の三十三の二の項に規定する適合証は、この条例による改正後の徳島県県土整備関係手数料条例別表第一の三十三の二の項及び三十三の四の項に規定する確認書等とみなす。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査に係る手数料を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

都市計画法施行条例の一部改正について

都市計画法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号を次のように改める。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

第六条第二号中「土地の区域」の下に「のうち、知事が指定する土地の区域」を加える。

第九条中「建築物は、」の下に「第六条第一号に掲げる土地の区域内における」を加え、同条第一号中「のうち建築物に係るもの」を「に準ずるもの」として規則で定める基準」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 改正後の第六条第一号及び第二号並びに第九条の規定は、この条例の施行の日以後に申請がなされるものに係る許可について適用する。

提案理由

都市計画法等の一部が改正されたこと等に伴い、条例で定める市街化調整区域における開発許可の立地基準等を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

徳島県収入証紙条例の一部改正について

徳島県収入証紙条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県収入証紙条例の一部を改正する条例

徳島県収入証紙条例（昭和三十九年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、納付する者の利便性及び事務処理の効率性を勘案して規則で定める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和四年一月四日から施行する。

提案理由

電子情報処理組織を使用して行う申請の拡大等に伴う使用料及び手数料の徴収方法の多様化に対応するため、証紙による収入の方法により徴収する歳入のうち、当該方法によらないことができる場合を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九号

徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十三の項中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同項の1中「基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項の2中「同時に他の同項」を「同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項」に改め、同項中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査 六千八百円（当該申請を行う者が県内において同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあつては、四千三百円）

別表第一の四十四の項中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同表の四十七の項を次のように改める。

四十七 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定に基づく同法第四条第一項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査

1 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 七千二百円（当該申請を行う者が県内において同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の

更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が県内において同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円）

2 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 七千二百円（当該申請を行う者が県内において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が県内において同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円）

3 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 六千八百円（当該申請を行う者が県内において同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許

可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が県内において同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円)

4 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 六千八百円(当該申請を行う者が県内において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が県内において同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円)

別表第一の四十八の項の次に次のように加える。

四十八の二 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三の二第二項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催

1 現に銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 三千円

2 その他の者に対する講習会 六千九百円

別表第一の五十一の五の項の次に次のように加える。

五十一の六 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査

九千三百円（当該申請を行う者が県内において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、五千六百円）

附則

- 1 この条例は、令和四年三月十五日から施行する。
- 2 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項の規定により改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を受けたものとみなされた者及び改正法附則第三条第三項の受講者に対する改正後の別表第一の四十八の二の項の規定の適用については、同項の1中「三千円」とあるのは、「六千九百円」とする。

提案理由

銃砲刀剣類所持等取締法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、クロスボウの所持の許可の申請に対する審査等に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 10 号

徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和 3 年 11 月 26 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工	事	名	街路工事
2	路	線	名	徳島東環状線
3	工	事	箇 所	徳島市末広3丁目 末広住吉高架橋
4	工		期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和6年2月20日まで
5	契	約	金 額	1,380,170,000円
6	契	約	の 方 法	一般競争入札
7	契	約	の 相 手 方	横河ブリッジ・宮本鉄工建設街路工事共同企業体 代表構成員 千葉県船橋市山野町27番地 株式会社 横河ブリッジ 代表取締役 高田和彦 代理人 大阪府大阪市中央区瓦町四丁目3番7号 株式会社 横河ブリッジ 大阪支店 支店長 高藤伸治 構成員 阿南市那賀川町中島583番地 宮本鉄工建設株式会社 代表取締役 宮本敏光

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 11 号

不動産の処分について

徳島小松島港津田地区企業用地として、次の県有地を売払いする。

令和 3 年 11 月 26 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1 売 払 い す る 県 有 地

所 在	地 番	地 目	地 積
徳島市津田海岸町	1146番の一部	雑種地	68,336 ^{m²} 79

2 売 払 予 定 価 格 2,056,183,865円

3 売 払 い の 相 手 方 大阪府大阪市港区石田一丁目3番16号

大塚倉庫株式会社

代表取締役社長 濱 長 一 彦 ほか

提案理由

不動産の処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 12 号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法により，令和4年度中において証票を次のとおり発売することができる。

令和3年11月26日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

発売総額 10,000,000千円以内

提案理由

当せん金付証票の発売について，当せん金付証票法第4条の規定により，その限度額について議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 13 号

徳島県立人権教育啓発推進センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和3年11月26日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立人権教育啓発推進センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市南沖洲二丁目1番45-6-102号
特定非営利活動法人 徳島ヒューマンネット |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 14 号

徳島県青少年センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和3年11月26日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県青少年センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市東大工町一丁目9番1号
徳島県青少年センター共同事業体 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和4年1月1日から令和5年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 15 号

徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和3年11月26日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立阿波十郎兵衛屋敷 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市南二軒屋町二丁目3番3号
特定非営利活動法人 阿波農村舞台の会 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 16 号

徳島県立航空旅客取扱施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和3年11月26日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立航空旅客取扱施設 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 板野郡松茂町豊久字朝日野16番地2
徳島空港ビル株式会社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 17 号

徳島県立牟岐少年自然の家の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和3年11月26日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立牟岐少年自然の家 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市一番町三丁目16番地の3
岡田企画株式会社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月26日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡上板町在住 1名	101,432 ^円	令和3年6月21日	徳島市地内	令和3年11月8日
吉野川市在住 1名	174,694	令和3年6月21日	徳島市地内	令和3年11月8日
鳴門市在住 1名	310,535	令和3年8月2日	徳島市地内	令和3年11月8日
阿南市所在 1法人	17,538	令和3年8月2日	小松島市地内	令和3年11月8日
吉野川市在住 1名	415,400	令和3年7月10日	徳島市地内	令和3年11月9日

報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月26日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
鳴門市在住 1名	224,994 ^円	令和2年11月15日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	令和3年11月4日
那賀郡那賀町在住 1名	14,000	令和3年7月24日	阿南市地内 (県道阿南小松島線)	令和3年11月4日
那賀郡那賀町所在 1法人	470,000	令和3年8月11日	阿南市地内 (国道195号)	令和3年11月4日
板野郡藍住町在住 1名	48,000	令和3年8月11日	三好市地内 (県道三加茂東祖谷山線)	令和3年11月4日
三好市在住 1名	322,000	令和3年8月19日	三好市地内 (県道観音寺佐野線)	令和3年11月4日
徳島市在住 1名	248,000	令和3年8月20日	徳島市地内 (県道新浜勝浦線)	令和3年11月4日
三好市所在 1法人	390,000	令和3年8月26日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)	令和3年11月4日

那賀郡那賀町在住 1名	443,000	令和3年9月7日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和3年11月4日
那賀郡那賀町在住 1名	138,000	令和3年9月9日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和3年11月4日
阿南市在住 1名	92,000	令和3年9月14日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	令和3年11月4日

補 正 予 算 説 明 書

令和3年度徳島県一般会計補正予算（第11号）説明書

補正予算（第11号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の

見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（当該年度提出に係る分）

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国支出金	地 方 債	そ の 他	
徳島県立人権教育啓発推進センターの 管理運営協定	千円 308,000		千円	自 令和4年度 至 令和8年度	308,000	千円	千円	千円	千円 308,000
徳島県青少年センターの管理運営協定	56,943			令和4年度	56,943				56,943
徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の管理運営 協定	143,340			自 令和4年度 至 令和8年度	143,340			1,770	141,570
徳島県立牟岐少年自然の家の管理運営 協定	375,000			自 令和4年度 至 令和8年度	375,000				375,000

